



「フランクリン・インド株式オープン(インフラ・消費関連)」の10月16日の基準価額の下落について

2008年10月16日の当ファンドの基準価額は、前日比789円安(▲11.76%)の5,919円となりました。

1. 基準価額下落の主な要因

当ファンドの基準価額が下落した主な要因は、以下の通りと考えられます。

① インド株式市場の下落

10月15日のインド株式市場は、前日14日の米国株式市場の下落を受け、他のアジア諸国の株式市場と同様に下落しました。インドの代表的な株価指数であるSENSEXは、前日比で674.28ポイント下落(▲5.87%)し、10,809.12ポイントで取引を終えました。これは、先週末にかけて欧米主要国が協調して金融安定化策を打ち出したことなどから、週初の各国株式市場は急伸したものの、その後世界的な景気後退懸念が一段と強まり、各国株式市場が再び不安定な展開となったことなどを受けたものです。

② インドルピー(対円)の下落

インドルピーは円に対して値下がりました。当ファンドの投資対象ファンドの基準価額算出に採用しているグリニッジ標準時17時における為替レートは、10月14日の1インドルピー 2.125円から10月15日には2.070円へと下落(▲2.59%)しました。世界的に景気後退懸念が強まっているものの、日本は欧米諸国と比べ金融不安や景気後退懸念が比較的弱いことから、円はドルをはじめとする主要通貨に対して買われました。この動きを受けて、インドルピーも円に対して下落しました。

2. 今後の見通し

内需主導型のインド経済は他国の景気変動に対して相対的に抵抗力が強いものと考えられており、欧米などの先進諸国において景気が後退した場合でも、インドの長期的な成長性や企業業績の拡大には大きな影響はないと思われています。このため、インド株は中長期的に魅力的な投資対象であると考えられています。しかしながら、世界の金融市場の動向を受け、インド株式市場は、当面値動きの荒い展開も予想されます。

以上

当資料は、フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社が作成したものです。取得のお申込みに当たっては、最新の「契約締結前交付書面および投資信託説明書(目論見書)」をお渡ししますので、必ず内容を確認のうえご自身でご判断ください。投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境などにより変動します(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります。)。したがって、元本保証はありません。市場環境等の評価、分析は、将来の運用成果等を保証するものではありません。当資料に記載された運用実績(税引前)は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

◆投資信託説明書(目論見書)のご請求・ファンドのお申込みは

◆設定・運用は

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第391号
加入協会/社団法人投資信託協会
社団法人日本証券投資顧問業協会

ファンドの概要

- 商品分類 追加型株式投資信託/ファンド・オブ・ファンズ ●信託設定日 2008年5月30日
- 信託期間 2018年5月31日まで ●決算日 原則2月7日および8月7日(休業日の場合は翌営業日)

ファンドの特色

1 インフラ関連および消費関連の銘柄を中心としたインド株式に実質的な投資を行い、投資信託財産の成長をめざします。

インド国内の社会基盤(インフラストラクチャー)の拡充により恩恵を受ける銘柄およびインド国内の消費市場の拡大、消費者(コンシューマー)ニーズの高度化に伴い恩恵を受ける銘柄に投資します。

2 フランクリン・テンプレトン・グループが運用する2つの円建外国投資証券(以下「投資対象ファンド」)への投資を通じて運用を行います。

●投資対象ファンドは、インフラ関連銘柄を中心に投資する「FTIOF-フランクリン・インド・インフラストラクチャー・ファンド」と、消費関連銘柄を中心に投資する「FTIOF-フランクリン・インド・コンシューマー・ファンド」です。

●各投資対象ファンドの投資割合は市場の状況等を勘案して定め、これに基づき投資を行います。なお、投資割合は必要に応じて見直すことがあります。

投資割合: インフラ関連銘柄を中心に投資を行うファンド 80%
消費関連銘柄を中心に投資を行うファンド 20%

3 投資対象ファンドは、ボトム・アップ アプローチによって銘柄選択を行います。

潜在成長性、競争力、信頼性、経営ビジョン、経営の効率性、企業戦略、株主価値の創造要因、株価のバリュエーションなどの分析を行い、銘柄を決定します。

4 原則として、年2回(2、8月)決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合があります。

5 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資対象ファンドは円建てですが、投資対象ファンドを通じて主としてインド株式に投資を行いますので、為替相場の変動の影響を受けます。

※投資対象ファンドの運用は、フランクリン・テンプレトン・アセット・マネジメント(インディア)プライベート・リミテッドの投資助言をもとにフランクリン・アドバイザーズ・インクが行います。

当資料は、フランクリン・テンプレトン・インベストメント株式会社を作成したものです。取得のお申込みに当たっては、最新の「契約締結前交付書面および投資信託説明書(目論見書)」をお渡ししますので、必ず内容を確認のうえご自身でご判断ください。投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境などにより変動します(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります。)。したがって、元本保証はありません。市場環境等の評価、分析は、将来の運用成果等を保証するものではありません。当資料に記載された運用実績(税引前)は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

＜主な投資リスク＞ 当ファンドの投資にあたっては、主として下記のようなリスクが想定されます。

当ファンドの運用により生じた利益および損失はすべて投資家の皆様に帰属します。取得申込者は、当ファンドのリスクを認識することが求められます。当ファンドが有する主な投資リスクは以下の通りです。(なお、当ファンドの投資リスクは以下に限定されるものではありませんのでご注意ください。)

1. 価格変動リスク	<p>○有価証券等の価格変動リスク 当ファンドは、外国投資証券(投資対象ファンド)への投資を通じてインドの株式などの値動きのある有価証券等に投資します。したがって、当ファンドの基準価額は、当ファンドおよび投資対象ファンドが組み入れたこれら有価証券等の市場価格の変動による影響を受けます。</p> <p>○為替変動リスク 外貨建資産への投資を行う場合には、為替相場の変動による影響を受けます。 当ファンドは、実質的に外貨建ての有価証券等に投資し、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動の影響を受けます。</p>
2. 流動性リスク	<p>市場規模や取引量が少ない場合、組入有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、不測の損失を被ることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額は、その影響を受けることがあります。</p>
3. 信用リスク	<p>当ファンドおよび投資対象ファンドが保有する有価証券等の発行体および有価証券等の取引の相手方の経営・財務状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額は、その影響を受けることがあります。</p>
4. カントリーリスク	<p>世界各国の金融・証券市場への投資は、それらの国・地域の政治、経済および社会情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな制限や規制が設けられた等の場合には、運用上の制約を受ける可能性があります。また、新興国の金融・証券市場への投資には、政治・経済構造が先進国と比べ不安定であるため、投資環境の急変により市場が混乱した場合や取引に対して新たな制限や規制が設けられた場合、運用上の制約を大きく受ける可能性が想定されます。このような場合に、当ファンドの基準価額は、その影響を受けることがあります。</p>

※その他、ご投資にあたっては、ご留意事項がございますので投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。

＜投資信託ご購入時の注意点＞

- 当ファンドは、外国投資証券への投資を通じて、主としてインドの株式に投資を行います。当ファンドの基準価額は、外国投資証券および外国投資証券の組み入れた有価証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、外国投資証券および外国投資証券の組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。クローズド期間中は、原則として、換金のお申込みはできません。
- 投資信託は預金等ではなく、預金保険機構の保険金の支払対象ではありません。
- 投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- 投資信託は元本は保証されていません。
- 登録金融機関は、金融商品取引業者とは異なり、投資者保護基金に加入していません。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

フランクリン・テンプレトン・グループとは...

- フランクリン テンプレトン インベストメンツは、米国において60年以上の歴史を持ち、世界29カ国に50以上の拠点を有する独立系資産運用グループです。
- フランクリンやテンプレトンのブランドで広く親しまれているプロダクトを通じて、個人や法人のご投資家の皆様にそれぞれの投資目的や資産運用ニーズに応じた運用商品やサービスを提供しています。
- グループの持株会社であるフランクリン・リソーシズ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)は、1998年4月に資産運用会社としては初めて米国株式市場の代表的指数である「S&P500」に採用されました。

＜フランクリン テンプレトン インベストメンツ＞

設立 1947年
本拠地 米国カリフォルニア州サンマテオ市
運用総資産 5,802億米ドル(約61.5兆円*)
拠点 29カ国50拠点以上
従業員数 8,800人以上
持株会社 フランクリン・リソーシズ・インク
(ニューヨーク証券取引所上場、S&P500採用銘柄)
*2008年6月末WMロイター(1ドル=106.005円)で換算

＜フランクリン・テンプレトン・アセット・マネジメント (インディア) プライベート・リミテッド＞

設立 : 1996年 本拠地 : ムンバイ
運用総資産 : 2,358.5億ルピー(5,849億円*)
*2008年6月末三菱東京UFJ銀行が発表する対顧客電信売買相場の仲値
で換算(1ルピー=2.48円) (2008年6月末現在)

当資料は、フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社が作成したものです。取得のお申込みに当たっては、最新の「契約締結前交付書面および投資信託説明書(目論見書)」をお渡ししますので、必ず内容を確認のうえご自身でご判断ください。投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境などにより変動します(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります。)。したがって、元本保証はありません。市場環境等の評価、分析は、将来の運用成果等を保証するものではありません。当資料に記載された運用実績(税引前)は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

＜お申込みメモ＞ お申込みの際は投資信託説明書(目論見書)をご覧ください

信託設定日	2008年5月30日
信託期間	2018年5月31日までです。 ※ただし受益権の残存口数が5億口を下回ることになった場合、受益者のために有利と認められる場合、やむを得ない事情が発生したとき等は、信託を終了する場合があります。また、信託期間を延長することがあります。
お申込み	原則としていつでもお申込みいただけます。ただし、インドのボンベイ証券取引所、モーリシャスの銀行またはルクセンブルクの銀行の休業日には取得のお申込みはできません。 ※取得申込みの受付は、原則として午後3時(わが国の証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時)までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。
お申込価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。
お申込単位	販売会社がそれぞれ定める単位です。 分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのお申込みコースがあります。販売会社によってお申込コース、お申込単位が異なる場合がありますので、販売会社にてご確認ください。
決算日	原則として、2月7日および8月7日(ただし、当該日が休業日の場合は、翌営業日)です。 第1期計算期間の終了日は2008年2月9日です。
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
クローズド期間	2008年5月30日から2008年11月30日までです。※原則として左記の期間は換金のお申込みができません。
ご解約の受付	2008年11月30日までは、原則として、換金できません。 2008年12月1日以降において、原則としていつでも解約の請求ができます。インドのボンベイ証券取引所、モーリシャスの銀行またはルクセンブルクの銀行の休業日は解約請求の受付を行いません。 ※解約請求の受付は、原則として午後3時(わが国の証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時)までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約の請求は翌営業日の取扱いとなります。
ご解約価格	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額の0.3%)を差し引いた額です。
ご解約単位	1口単位です。
ご解約代金のお支払い	解約請求受付日から起算して、原則として9営業日目からお支払いいたします。
買取請求	買取請求によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。
税金	原則として、収益分配時の普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対して課税されます。買取請求によるご換金の場合については、販売会社にお問い合わせ下さい。

【お客様には以下の費用をご負担いただきます。】

■取得申込時に直接ご負担いただく費用

お申込手数料	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額です。なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただいた方が収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。
--------	---

■ご換金時に直接ご負担いただく費用

ご換金手数料	ありません。
--------	--------

信託財産留保額等	信託財産留保額(解約時): 解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3% 信託財産留保額相当額(買取時): 買取請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%
----------	---

■投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

信託報酬	ファンドの純資産総額に年率1.1445%(税抜1.09%)の率を乗じて得た額です。 ※各投資対象ファンドの運用報酬率は年率0.75%です。したがって、当ファンドの信託報酬率と投資対象ファンドの運用報酬率を合計したものは年率1.8945%となります。(運用報酬の他に管理費用等がかかります。)
------	--

その他費用	・ファンドの財務諸表の監査に要する費用 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・有価証券の保管費用 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等 (*)[その他の費用]については、運用状況等により変動するものであり、事前に金額、上限額等を表示することができません。
-------	--

※手数料・費用等には事前に計算できないものがあるため、その合計額を表示することができません。

＜委託会社、その他の関係法人＞

委託会社：フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社 受託会社：住友信託銀行株式会社

(投資信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。)

投資信託財産の保管、管理、計算業務等を行います。なお、受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

販売会社：お取扱販売会社は委託会社にお問い合わせいただくか、以下のホームページをご覧ください。

http://www.franklintempleton.co.jp/japan/jsp_cm/funds/Indian_Equity_dist_list.jsp

【受益権の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い等を行います。】

基準価額等については、委託会社の下記照会先までお問い合わせ下さい。

電話番号：03-3535-1299 (9:00~17:00 土・日・祝日および12月31日・1月2日・1月3日を除く)

ホームページ：<http://www.franklintempleton.co.jp/>

当資料は、フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社が作成したものです。取得のお申込みに当たっては、最新の「契約締結前交付書面および投資信託説明書(目論見書)」をお渡ししますので、必ず内容を確認のうえご自身でご判断ください。投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境などにより変動します(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります。)。したがって、元本保証はありません。市場環境等の評価、分析は、将来の運用成果等を保証するものではありません。当資料に記載された運用実績(税引前)は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。